

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

日本弁護士連合会
会長 荒 中

勸 告 書

当連合会は、日本国籍と台湾籍（中華民国（以下「台湾」という。）政府から見て台湾国籍を有すると解される者の国籍をいう。）を有すると解される者（以下「日台複数籍者」という。）の国籍選択に関して、申立人Xから人権救済の申立て（2019年度第5号人権救済申立事件）を受けた。

複数国籍を有する者の国籍選択に関して、当連合会は、2008年（平成20年）11月19日付け「国籍選択制度に関する意見書」において、異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者等に対して国籍選択義務を課する現行制度は、アイデンティティの自己決定権の侵害などといった人権侵害を生じさせるおそれがあることを考慮し、これらの者については国籍選択義務の適用がないように国籍法を改正すべきである旨を述べた。また、2018年（平成30年）10月5日「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」においても、国籍選択制度の廃止や複数国籍の制限緩和の検討等を含め、国籍の得喪要件の見直しを行うよう求めた。

本件申立ては、このような人権侵害のおそれの強い国籍選択制度に起因していることから、本勸告書は、国籍選択制度の廃止の検討が速やかになされるべきであるという当連合会の立場を前提にしつつ、国籍選択制度が廃止されるまでの間、以下の勸告の趣旨記載の措置をとるよう求めるものである。

第1 勸告の趣旨

- 1 台湾籍を選択する方法が認められておらず、日本国籍の選択宣言を行うことしか認められていない日台複数籍者に対して、国籍法14条が規定する国籍選択を求めてはならない。
- 2 日台複数籍者に対して、日本国籍の選択宣言を行わなかったとしても、国籍

法上の義務違反に当たらないことを周知徹底すべきである。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

2021年（令和3年）9月24日

法務大臣 上 川 陽 子 殿

日本弁護士連合会

会長 荒 中

勸 告 書

当連合会は、日本国籍と台湾籍（中華民国（以下「台湾」という。）政府から見て台湾国籍を有すると解される者の国籍をいう。）を有すると解される者（以下「日台複数籍者」という。）の国籍選択に関して、申立人Xから人権救済の申立て（2019年度第5号人権救済申立事件）を受けた。

複数国籍を有する者の国籍選択に関して、当連合会は、2008年（平成20年）11月19日付け「国籍選択制度に関する意見書」において、異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者等に対して国籍選択義務を課する現行制度は、アイデンティティの自己決定権の侵害などといった人権侵害を生じさせるおそれがあることを考慮し、これらの者については国籍選択義務の適用がないように国籍法を改正すべきである旨を述べた。また、2018年（平成30年）10月5日「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」においても、国籍選択制度の廃止や複数国籍の制限緩和の検討等を含め、国籍の得喪要件の見直しを行うよう求めた。

本件申立ては、このような人権侵害のおそれの強い国籍選択制度に起因していることから、本勸告書は、国籍選択制度の廃止の検討が速やかになされるべきであるという当連合会の立場を前提にしつつ、国籍選択制度が廃止されるまでの間、以下の勸告の趣旨記載の措置をとるよう求めるものである。

第1 勸告の趣旨

- 1 台湾籍を選択する方法が認められておらず、日本国籍の選択宣言を行うことしか認められていない日台複数籍者に対して、国籍法14条が規定する国籍選択を求めてはならない。
- 2 日台複数籍者に対して、日本国籍の選択宣言を行わなかったとしても、国籍

法上の義務違反に当たらないことを周知徹底すべきである。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件

調査報告書

2021年（令和3年）9月16日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件(2019年度第5号)
受付日 2019年(平成31年)4月17日
申立人 X
相手方 法務省, 各地方方法務局, 報道機関各社

第1 結論

内閣総理大臣及び法務大臣に対して別紙勧告書のとおり, 勧告すべきである。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

- (1) 法務大臣は, 2016年10月18日法務大臣閣議後記者会見における法務大臣(当時)の, 台湾籍(中華民国(以下「台湾」という。)政府から見て台湾国籍を有すると解される者の国籍をいう。)を有する日本国民(以下「日台複数籍者」という。)に国籍選択義務があることを前提とし, 「一般論として, 台湾出身の重国籍者については, 法律の定める期限までに日本国籍の選択の宣言をし, これは国籍法14条1項, 従前の外国国籍の離脱に努めなければならない, これは国籍法16条1項ということになります。期限後にこれらの義務を履行したとしても, それまでの間は, これらの国籍法上の義務に違反していたことになります。」という発言内容について, 撤回又は必要な訂正を行うこと。
- (2) 法務大臣は, 日台複数籍者が, 国籍選択制度上, 台湾籍を選択することができず, 日本国籍を選択する方法としても, 日本国籍の選択・外国籍放棄の宣言しかできないことを公にし, 日台複数籍者が, 日本国籍選択宣言を行っていないとしても, 国籍法上の義務違反には当たらないことを明確にすること。
- (3) 法務省・各地方方法務局は, 国籍選択手続について相談した日台複数籍者に対して, 「重国籍者であれば選択義務がある」と述べて, 国籍選択宣言に誘導する指導を中止し, 日台複数籍者の国籍選択手続の実情を説明すること。
- (4) 各報道機関は, 日台複数籍者について国籍法上の選択義務違反と報道した記事について, 撤回又は必要な訂正を行うこと。

2 申立ての理由

- (1) 申立人は, 日本で生まれ育ち, 現在台湾に居住する, 台湾籍を有する者である。申立人には, 日本国籍と台湾籍を有する親族がおり, 彼らの将来にか

かる国籍の問題を憂慮し、本件申立てに及んだものである。

(2) 日台複数籍者に対して、国籍法14条1項規定の「外国の国籍を有する日本国民」として国籍選択義務を課しても、実際に国籍選択手続の履行として受理される方法は、国籍法14条2項後段の「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」だけである。国籍選択制度上、日台複数籍者には、台湾籍を選択する方法が認められていない。このことについて言及することなく、当時の法務大臣が、2016年10月18日閣議後記者会見において行った発言は、一般論として「台湾出身の重国籍者」に国籍選択義務があることを前提とした内容であり、誤解を与えるものであった。また、「日本の国籍選択・外国国籍放棄宣言」を行わず、期限内に外国籍を離脱しない日台複数籍者は違法者であるという評価を加えるものである。そして、この発言を踏まえて、日本テレビは、「蓮舫氏“二重国籍”は違法状態」と断定的に報じた。その後、日本においては日台複数籍者が日本の国籍選択宣言を行っていない場合、国籍法上の義務違反であるという認識が広く定着してしまった。これらのことにより、特に国籍法14条1項の選択義務の年齢を迎える20歳前後の若者の世代に、日本国籍を選択しなければ違法になるのではないかという不安や、選択をしていない者は違法だと認識されるなどの不利益を与えている。

また、法務局においては、国籍選択義務の有無について相談に来た日台複数籍者に対し、相談者自身が国籍法14条1項の「外国の国籍を有する日本国民」に該当するか否かについて明言しないまま、「重国籍者であれば、選択義務がある。」などと手続指導をすることがある。このような指導は、本来不要であったはずの日本国籍選択宣言を欺罔的に誘導するものである。

以上は、日台複数籍者当事者にとっていずれも深刻な人権侵害である。

第3 調査の経過

2019年	4月17日	申立て受付
同年	5月14日	予備審査開始
同年	8月1日	申立人宛て照会発信
同年	8月1日	申立人から回答受信
同年	10月28日	本調査開始
同年	12月26日	申立人宛て照会発信
2020年	1月14日	申立人から回答受信

同年 3月10日 法務省宛て照会発信
同年 3月31日 法務省から回答受信
同年12月17日 法務省宛て照会発信
2021年 2月 9日 法務省から回答受信

第4 調査の結果

1 法務大臣の記者会見内容と日本テレビの報道

- (1) 当時の法務大臣は、2016年10月18日の閣議後記者会見において、
「一般論として、台湾出身の重国籍者については、法律の定める期限までに日本国籍の選択の宣言をし、これは国籍法14条1項、従前の外国国籍の離脱に努めなければならない、これは国籍法16条1項ということになります。期限後にこれらの義務を履行したとしても、それまでの間は、これらの国籍法上の義務に違反していたこととなります。この点について説明を求められた場合には、同様の説明をすることになります」とコメントした。
- (2) 日本テレビは、(1)の法務大臣の発言を踏まえ、10月18日、「蓮舫氏“二重国籍”は『違法状態』金田法相」と報道した。

2 法務省民事局民事第一課からの照会回答の内容

- (1) 2020年3月10日付け当連合会からの照会(日弁連人1第1396号)に対する同月31日付け法務省民事局民事第一課の回答(以下「1回目の照会に対する法務省の回答」という。)によれば、日本人と台湾人との間に生まれた子どもの国籍を複数国籍として扱うかの問いに対して、「ある者が外国の国籍を保有しているかどうかは、当該外国政府が把握していることであり、他国の政府が独自に判断することはできない。この点からすると、日本以外のいかなる国の国籍を保有しているかは、当該外国政府の発行する証明書によって判断することとなる。ここでいう外国とは、国際法上、ある地域が国として承認されていること又はその地域がある国に属していることを承認されていることを要し、かつ、日本が独立国として承認する国家であることを要する」とのことである。そして、「1972年の日中共同声明により、我が国は、台湾を中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとする中華人民共和国政府の立場を尊重する立場にある」とのことである。
- (2) 1回目の照会に対する法務省の回答によれば、日台複数籍者が外国籍を選択する場合の手続の一つである国籍法13条1項で定める日本国籍の離脱の届出については、「外国国籍を有することについて、当該外国政府の権限のあ

る者が発行した証明書の提出を求めているところ、台湾当局発行の証明書はこれに当たらない」「当該取扱いは、子の出生地によって異なるものではない」とのことである。

- (3) 2020年12月17日付け当連合会からの照会（日弁連人1第1001号）に対する2021年2月9日付け法務省民事局民事第一課長の回答（法務省民一第262号）（以下「2回目の照会に対する法務省の回答」という。）によれば、日台複数籍者が外国籍を選択する場合の手続の一つである国籍法11条2項の外国籍選択の可否について、「中華人民共和国国籍法においては、国籍選択制度は規定されていないものと承知している」とのことである。
- (4) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、台湾籍を有する日本国民から、台湾籍を選択したいという相談を受けた場合、「重国籍者が外国の国籍を選択する場合は、当該外国の官憲等にお問い合わせいただくよう案内する」とのことである。
- (5) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、台湾籍を有する日本国民から国籍選択手続について問合せを受けた場合、「日本国籍の選択の宣言（国籍法14条2項）により日本国籍を選択する手続による必要がある旨を案内する」とのことである。
- (6) 1回目の照会に対する法務省の回答によれば、日本国籍を選択する場合の手続の一つである国籍法14条2項の「外国の国籍を離脱する」時には、戸籍法106条1項、2項に基づき、外国の「国籍の喪失を証すべき書面」を添付して、外国国籍喪失届出を行う必要があるところ、台湾当局発行の「国籍喪失許可証書」は、「国籍の喪失を証すべき書面」に該当しない。
- (7) 1回目の照会に対する法務省の回答によれば、日本国籍を選択する場合の手続の一つである国籍法14条2項の「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」（以下「日本国籍の選択宣言」という。）をする時には、「外国国籍をも有すると称する日本国民から戸籍法104条の2（注：日本国籍の選択宣言）の届出があった場合、明らかに外国の国籍を有していないと認められるときを除き、受理している」とのことである。
- (8) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、戸籍法104条の2（注：日本国籍の選択宣言）の届出に際しては、「外国の国籍を証する書面の添付は要さず」、外国の国籍については、「届書への記載による申告で足りる」とのことである。
- (9) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、日本国籍の選択宣言の後に

行うべき、国籍法16条1項の外国籍離脱の努力の履行については、「個別に確認しておらず、把握もしていない」とのことである。他方で、台湾籍を有する日本国民が「台湾当局から国籍喪失許可証の発行を受けることは、外国籍の離脱の努力に当たると考えている」とのことである。

(10) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、「法務大臣が国籍法15条1項に基づく催告をしたことはない」とのことである。

(11) 2回目の照会に対する法務省の回答によれば、「重国籍者についてみると、二以上の国家に所属するため、国家が国民に対して有する対人主権が重複して及ぶこととなり、外交保護権の衝突等により国際的摩擦が生じるおそれがある。また、国家は、自国民に対し、兵役義務、納税の義務等を課し得るが、重国籍者はその所属する各国からの義務の履行を要求され、その義務が抵触する事態も生じ得る。さらに、重国籍者は、関係国間の通報制度がない限り、その属する各国において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使し得るから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、適正な入国管理が阻害され、重婚を防止し得ないといった事態も生じ得ると考えられる」というのが法務省の考える複数国籍(重国籍)の弊害である。

3 国籍選択制度の下で採り得る選択の方法

(1) はじめに

国籍法14条1項は、「外国の国籍を有する日本国民」に対して、「外国及び日本の国籍を有することとなった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない」として、日本国籍か外国籍かいずれか一方の国籍を選択することを要請している。日本国籍を選択する方法と外国国籍を選択する方法としては、国籍法上は、それぞれにつき2種類の方法が存在することを規定している。以下では、それぞれの方法とその手続について、概観する。

(2) 日本国籍を選択するための方法と手続

日本国籍を選択する場合の方法としては、次の二つが存在する。

① 外国の国籍を離脱すること

国籍法14条2項は、外国の国籍の離脱をすることにより、日本国籍を選択することができることを定める。外国の国籍を離脱して日本国籍を選

択する場合には、戸籍法106条1項、2項に基づき、「外国国籍喪失の届出」を要する。

② 日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をすること

国籍法14条2項は、日本国籍の選択宣言をすることによっても、日本国籍を選択することができる旨を定める。この場合には、戸籍法104条の2第1項、2項の規定に基づき、日本国籍の選択宣言の届出を要する。この宣言は、日本政府に対して行うものであり、当該宣言によって、外国国籍を喪失するか否かは、当該外国の法令によるものである。したがって、日本政府に対して「日本国籍の選択宣言」を行っても、直ちに外国国籍を喪失しない場合もある。

そこで、国籍法16条1項は、「日本国籍の選択宣言」を行った場合には、外国の国籍の離脱に努めることを要請している。もともと、この規定は注意規定、訓示規定としての意味を有するに過ぎないと解されている（『逐条国籍法』木棚照一、日本加除出版、2021年、688頁）。

したがって、日本国籍の選択宣言を行っても、複数国籍が解消されない状態が継続することは事実上存在する。

(3) 外国籍を選択するための方法と手続

外国の国籍を選択する場合の手続きとしては、次の二つが存在する。

③ 外国国籍の選択による日本国籍の喪失

国籍法11条2項は、その外国の法令によりその国の国籍を選択することによって日本国籍を喪失し、外国の国籍を選択できる旨を規定する。この場合、外国当局において、外国法令に基づく外国籍を選択することにより、日本国籍は自動的に喪失することとなる。したがって、戸籍法103条1項の「国籍喪失の届出」を要する。

もともと、その国の国籍を選択することを意思表示するだけで、他国の国籍を喪失させる法制度を有する国は必ずしも多くはない（前記『逐条国籍法』、548頁）。

④ 日本国籍を離脱すること

国籍法13条1項は、届出により日本国籍の離脱を認め、これにより、外国国籍の選択の効果が生じる。この場合には、国籍法施行規則3条1項、2項に基づき「国籍離脱の届出」を要する。

第5 国籍選択制度についての当連合会のこれまでの立場

- 1 当連合会は、2008年11月19日に「国籍選択制度に関する意見書」（以下「2008年意見書」という。）を公表し、その時点において、国籍選択制度導入の際に理由とされた複数国籍排除の要請を取り巻く国際的情勢が大きく変化していること、国籍選択制度に合理的な立法目的及び必要性が認められず、一律に適用される場合、国籍が基本的人権の保障に関して重要な意味を持つ法的地位であることから導かれ、また憲法13条によっても保障される恣意的に国籍を喪失させられない権利及び憲法13条によって保障される人格権としてのアイデンティティの権利の侵害、憲法14条1項、子どもの権利条約2条1項及び8条、若しくは憲法24条2項の違反となるおそれがあること等から、そもそも、異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者や外国籍者との婚姻により自動的に複数国籍となった者については国籍選択義務の適用がないように、国籍法を改正すべきことを求めている。
- 2 さらに当連合会は2018年の人権擁護大会宣言において、日本で生活する外国にルーツを持つ人々の権利を保障し、また、市民社会の中でこれらの人々が分け隔てなく強制することのできる法的環境を造るための施策の一部として、国籍選択制度及び国籍留保制度の廃止、複数国籍の制限緩和の検討を求めている。

第6 当委員会の判断

- 1 日台複数籍者は国籍法14条に基づく選択義務を負わないと解すべきであること
 - (1) 日本政府の立場としては、日台複数籍者は「外国の国籍を有する日本国民」には該当しないはずであること
 - ア まず、国籍法14条1項は、「外国の国籍を有する日本国民」に対して、一定の期間内に、日本国籍か外国国籍かのいずれか一方の国籍の選択を求める制度である。したがって、そのための四つのいずれかの方法（上記①②③④）を採る前提としては、「外国の国籍を有する国民」であること、すなわち、複数の国籍を有する者であることが前提となる。
 - イ この点、上記第4・2の法務省の照会回答の内容を踏まえると、法務省は、外国政府の発行する証明書の有無によって、その者の外国籍の有無を判断することとしている。
 - ウ また、法務省は、外国とは、日本が独立国として承認する国家であることを要し、日本政府は、台湾を中華人民共和国の領土の不可分の一部であ

るとする中華人民共和国政府の立場を尊重しているため、日本の国籍法上の「外国」に、台湾は含まれず、日台複数籍者は、日本と台湾の国籍を有する複数国籍者としては認識されない。そして、日台複数籍者のうち、中華人民共和国政府発行の中国国籍を証明する文書を所持していない者については、承認国家の発行する証明書が確認できないため、中華人民共和国国籍を有する者としても認められない。したがって、かかる者は、日本の国籍法の観点からは日本国籍の単一国籍者として認識されてしかるべきものとなる。

エ 以上からすると、日本政府の立場としては、日台複数籍者であり、中華人民共和国政府発行の国籍証明書を所持しない者は、「外国の国籍を有する日本国民」として認識、把握することが認められないはずであるから、国籍法14条1項の国籍選択義務は課されないはずである。

(2) 日台複数籍者に国籍選択制度の適用があるとした場合、「日本国籍の選択宣言」という方法しか採り得ないこと

上記第4・2の法務省民事局民事第一課からの照会回答の内容と、国籍選択制度を踏まえると、以下のとおり、日台複数籍者は、台湾籍か日本国籍かのいずれかを選択するための方法として、台湾籍を選択する方法(上記③④)は事実上存在せず、上記①～④の方法のうち、日本国籍を選択するための方法である②「日本国籍の選択宣言」のみ採り得るに過ぎないことが認められる。

ア ③外国国籍の選択による日本国籍の喪失ができないこと

まず、台湾の国籍法においては、台湾籍を選択する意思表示によって国籍選択を定める規定は存在しない。したがって、台湾の法令に基づき、台湾籍を選択することによって、日本国籍を喪失する方法はない。

なお、法務省の照会回答にもあるとおり、中華人民共和国においても国籍選択制度は存在しない。

イ ④日本国籍を離脱することはできないこと

上記の第4・2の法務省の照会回答の内容を踏まえると、日台複数籍者が、台湾当局が発行した台湾籍の証明書を添付して日本国籍の離脱の届出を行おうとしても、法務省は「外国国籍を有することについて、当該外国政府の権限のある者が発行した証明書の提出を求めているところ、台湾当局発行の証明書はこれに当たらない」としているため、国籍法施行規則3条1項、2項に基づく「国籍離脱の届出」は受理されない。

したがって、日台複数籍者には、台湾籍を選択しようとしても、それをするための方法が存在しない。

ウ ①台湾の国籍を離脱することが認められないこと

上記第4・2の法務省の照会回答の内容を踏まえると、「外国の国籍を離脱する」時には、戸籍法106条1項、2項に基づき、外国の国籍の「喪失を証すべき書面」を添付して、外国国籍喪失届出を行う必要があるところ、台湾当局発行の「国籍喪失許可証書」は、国籍の「喪失を証すべき書面」に該当しない。

よって、日台複数籍者は、台湾当局との関係においては、台湾籍を離脱することができたとしても、日本における国籍選択制度上、国籍法14条2項の日本国籍の選択手続きとして、戸籍法106条が定める「外国の国籍の喪失」届出は受理されない。

エ ②日本国籍の選択宣言は行うことができ、法務省はこの方法を日台複数籍者に案内していること

上記第4・2の法務省の照会回答の内容を踏まえると、「外国国籍をも有すると称する日本国民から戸籍法104条の2（注：日本国籍の選択宣言）の届出があった場合、明らかに外国の国籍を有していないと認められるときを除き、受理している」のであり、日台複数籍者から国籍選択について問合せを受けた場合、日本国籍を選択するには「日本国籍の選択の宣言（国籍法14条2項）により日本国籍を選択する手続による必要がある旨を案内」していることから、日台複数籍者は、日本国籍の選択宣言は行うことができる。

2 日本政府の矛盾した言動による弊害

(1) このように、日本政府は日台複数籍者に対して、②日本国籍の選択宣言を行うことのみ認めて、この届出を受理する運用を継続している。しかし、これは、台湾を主権国家としてみなさず、台湾籍を認めない姿勢と整合性を欠き、矛盾する態度である。この矛盾した取扱いは、②日本国籍の選択宣言の場合においては、外国の国籍を証する書面の添付を要さないほか、日本の国籍選択の宣言後に、「台湾当局から国籍喪失許可証の発行を受けることは、外国国籍の離脱の努力に当たると考えている」と明示していることから裏付けられる。

(2) この矛盾した取扱いに加え、法務省は、日台複数籍者から台湾の国籍を選択したいという相談を受けても、台湾籍を選択するための方法は認められて

いないことについて説明をしておらず、社会一般に向けてもその周知をしていない。さらに、法務省は、日台複数籍者から国籍選択制度について問合せを受ければ、「日本国籍の選択の宣言（国籍法14条2項）により日本国籍を選択する手続による必要がある旨を案内」していることから、社会一般に対して、あたかも、日台複数籍者は、日本国籍か台湾籍かのいずれかを選択することができることを前提として国籍法14条1項の国籍選択の義務があるという誤解を生じさせるに至っている。

- (3) これにより、日台複数籍者は、仮に台湾籍を選択することを希望したとしても選択することができず、個人の責任とはかけ離れた制度上の歪みによって生じた問題であるにもかかわらず、あたかも個人の責任の問題であるとみなされ、社会から法「違反者」というレッテルを貼られる危険を負わされるに至っている。

このことは、第4・1の当時の法務大臣の発言内容や、日本テレビの報道内容が示すとおりである。すなわち、2016年当時の法務大臣は、日台複数籍者は、他の外国籍の者とは異なり、望んでも、台湾の国籍を選択することができないにもかかわらず、その事実については一切言及することなく秘匿し、あたかも日台複数籍者も他の複数国籍者と同様に、台湾籍を選択することが認められているかのように誤認させ、その上で、日台複数籍者に対しても、国籍選択義務があるかのように述べ、これを怠れば「義務違反者」とであると述べているのである。

しかしながら、日本政府の立場を踏まえると、日台複数籍者に対して国籍選択義務を課すことは、台湾を国家として承認していない以上、矛盾した取扱いである。後述の通り、国籍の選択権のない日台複数籍者に対して、日本国籍の選択宣言を行うよう求めることは、仮に国籍選択制度自体が直ちに廃止されないとしても、日本国籍の選択を強要することに等しい。

3 個人として尊重される権利（恣意的に国籍を喪失させられない権利及びアイデンティティの権利）の侵害の検討

- (1) 国籍法14条1項は、外国の国籍を有する日本国民に対して、日本国籍か外国国籍かのいずれか一方を選択することを要請する制度である。後述のとおり、いずれか一方の国籍を選択することを求め、他方の国籍を離脱することを強制する国籍選択制度自体、複数国籍を有する者の人権を侵害するおそれの強い制度であり、速やかに廃止の検討がなされるべきであるが、仮に国籍選択制度が直ちに廃止されないとしても、国籍選択制度の前提として、個

人の自らの意思で、いずれかを選択することができる方法と手続が法律上保障されている必要がある。すなわち、個人の意思で国籍を選択できることが法律上保障されずに国籍の選択を迫ることは、恣意的に国籍を喪失させられない権利及び人格権としてのアイデンティティの権利の侵害に当たる。

- (2) なぜなら、国籍は、「基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」(最大判平20・6・4民集62巻6号1367号)であり、一方の国籍を選択することは、他方の国籍を喪失せざるを得ない帰結を生じさせ得るため、人権保障の範囲に大きな影響を与えるからである。また、国籍が親子関係に基づいて子に継承される(血統主義)方式や生まれた場所に基づいて獲得される(出生地主義)方式に基づくことから、国籍が、個人のルーツに関わり、国籍を基盤として年月とともに社会生活を送ることで育まれていくアイデンティティの形成を含め、個人の人格を発展させていく上で、深く影響を与えるものであるからである。
- (3) したがって、複数国籍を保持する者にとって、いずれの国籍を将来に向かって選択するかは、人権保障等の範囲を画するほか、個人の人格にも直結する極めて大きな意味を持つデリケートな問題であるから、国籍の「選択」を行うためには、自らの意思で選ぶことが法律上保障されていることが、必要不可欠となる。これは、法務省が「国籍というような非常にその人にとって大きな意味のあるものの選択につきましては、できる限りその方々の自発的な意思に基づいて選択をしていただくということが望ましいと考えております」と述べていることとも一致するものである(平成16年6月2日第159回衆議院法務委員会33号における房村精一政府参考人(法務省民事局長)の答弁)。
- (4) しかしながら、日台複数籍者に対して国籍法14条1項の国籍選択の義務を課することになると、上記のとおり、日台複数籍者が希望しても、台湾籍を選択することは認められていない。日台複数籍者には、4種類ある国籍選択の方法のうち、②日本国籍の選択宣言を行うことしか認められていないのである。これが意味するところは、日台複数籍者に対して、国籍選択の義務を課すことは、個人の意思を無視して、国家が日本国籍の選択を強要することに等しい。

すなわち、日台複数籍者に対して国籍選択義務を課すことは、いずれかの国籍の選択ではなく、自らの意思と関係なく、日本国籍の選択をするしか方法がないのであるから、どの国に所属するのか、どの国の国民として生きて

いくことになるのか、という個人の法的地位とアイデンティティに大きな影響を与える問題について選択肢を与えず、日本国籍を強要することになる。

選択義務を課す以上、選択肢が存在することは制度上、中核的で必要不可欠の要素であるから、選択肢がない中での国籍選択の義務を課すことは、制度が既に破綻していることを露呈するものである。

- (5) さらに、日台複数籍者について、国籍選択の義務を課すことは、承認国家の国籍を複数有する者との対比において、不平等な取扱いを生じさせている。すなわち、承認国家の出身者は、少なくとも、自身が有する外国籍か日本国籍かを自らの意思で自由に選択することができ、承認国家の外国籍を選択することも保障されている。一方で、日台複数籍者のような未承認国家の出身者は、未承認国家政府の国籍を選択する方法が存在しない。外国政府を承認するか否かという問題は、主権国家の専権事項であるとしても、そのことと、個人の国籍の選択とは別次元の問題である。未承認国家出身の個人に対して国籍選択義務を課しながら、未承認国家の国籍は選択できず、日本国籍を選択するより方法がないという帰結は、承認国家出身者に対しては保障されている国籍の選択権が与えられていないという意味において、不平等な取扱いを生じさせている。
- (6) 以上述べたところから、日台複数籍者に対して国籍選択義務を課することは、恣意的に国籍を喪失させられない権利及びアイデンティティの権利の侵害に当たる。よって、日台複数籍者に対して、国籍法14条が規定する国籍選択を求め、義務を課してはならない。また、日本国籍の選択宣言を行わなかったとしても、国籍法上の義務違反に当たらないことを周知徹底しなければならない。

4 国籍選択制度の廃止の検討が速やかになされるべきであること

(1) 複数国籍認容に関する世界の趨勢

当連合会が2008年意見書を採択してから12年以上が経過している。同意見書の採択以降、世界の中で国境を越えた人の移動が一層活発となり、2018年において、帰化等によって外国籍を取得した自国民について複数国籍を認める国は世界の195か国のうち146か国(75%)に及んでいる(Global Dual Citizenship Database, Maastricht Centre for Citizenship, Migration and Development, Maastricht University <https://macimide.maastrichtuniversity.nl/dual-cit-database/>)。ドイツ、スペイン等の国は、自らの意思で他国籍を取得した者についての複数国籍維

持は原則として認めていないが、国際結婚で生まれた子のように血統主義に基づき複数国籍を取得した者について複数国籍の維持を以前から認めている。これらの国を加えると、異なる国籍を有する父母の間に生まれた子の複数国籍については実に世界の80%近い国がこれを認めているのである。ちなみにドイツも、2000年から外国籍同士の永住者の子どもについて出生地主義によるドイツ国籍の取得を認め、2014年には、このような出生地主義により国籍を取得した者について適用されていた国籍選択義務を廃止するに至っている。

また、2010年には、我が国より厳しい国籍選択制度を有していた韓国も複数国籍を認める法改正を行っている。

これらの世界的情勢に照らせば、複数国籍が世界的に承認されており、我が国が単一国籍主義を維持する根拠が既に失われていることは一層明らかである。

- (2) 第4・2(11)記載のとおり、2回目の照会に対する法務省の回答において、「世界的に複数国籍を容認する国（一定の条件を満たす者に限る国も含まれます。）が多数となっている中で、複数国籍を認めることにはどのような弊害があるとお考えですか」という質問に対して、法務省は上記のとおり、ア、外交保護権の衝突等により国際的摩擦が生じるおそれ、イ、兵役義務の重複若しくは抵触、ウ、納税の義務等の重複若しくは抵触、エ、適正な入国管理の阻害及びオ、重婚防止の困難性を挙げる。

しかしながら、これらのうち、ア、外交保護権の衝突、イ、兵役義務が実質的に問題とならないことは、2008年意見書で述べたとおりである。とりわけ日本国憲法は徴兵制を禁止しているであるから、日本国籍を有する者について兵役義務の重複は問題とならない。オ、重婚については、国際結婚の場合は常にあり得る問題であって、複数国籍の問題とは無関係である。2004年（平成16年）6月2日の衆議院法務委員会において法務省民事局長は、これらを複数国籍に弊害として掲げるが、同時に「古いことはわからないんですが、最近におきまして、私どもとして、具体的に重国籍で何らかの問題が生じたという事例は把握しておりません。」と回答しており、その後も何らかの問題が顕在化したという情報はない。

ウ、納税義務については、日本には国籍を基準として課税する制度がない。また、エ、適正な入国管理の阻害については、立法時にも上記平成16年の衆議院法務委員会においても言及されていなかった「弊害」であるが、世界

には複数のパスポートを有する多数の複数国籍者がおり、日本を含む世界の国に出入国しているところ、これが各国の出入国管理に大きな問題を生じさせているという報告はない。仮に何らかの弊害があるとしても強制的に国籍を失わせる制度を正当化するに十分な理由とはなり得ない。

何よりも上記のとおり、世界の80%に近い国が複数国籍を受容していることは古典的に複数国籍を認める弊害とされてきたことが、実質的に問題となることがないということが、国際的な紛争の減少や人の流れのグローバル化の中で世界の国の共通認識となってきたことを示している。

- (3) また法務省によると、国籍法16条1項の外国籍離脱の努力の履行については、「個別に確認しておらず、把握もしていない」とのことであり、また、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、「法務大臣が国籍法15条1項に基づく催告をしたことはない」とのことである。22歳に至るまでの若年者にはそもそも選択義務がない。

その結果、現実には選択義務を履行していない複数国籍者、日本国籍を選択した後、他の国籍を離脱していない複数国籍者、未成年の複数国籍者が多数存在している。それにもかかわらず、実際に複数国籍者について、法務省の述べるような弊害が現実化したことはないのである。

- (4) 以上のとおり、国籍選択制度を維持する合理的な立法上の必要性がないことは一層明らかとなっている。異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者や外国籍者との婚姻により自動的に複数国籍となった者について国籍選択制度による選択を強制することが恣意的に国籍を喪失させられない権利及び人格権としてのアイデンティティの権利の侵害、憲法14条1項、子どもの権利条約2条1項及び8条、若しくは憲法24条2項に違反するおそれが強いことについては、2008年意見書で明らかにしたとおりである。

さらに出生地主義により複数国籍になった人についても、例えば米国で日本人同士の両親から生まれて日米の複数国籍となり、その後米国で育ち、生活している人にとって、米国において様々な権利・利益を享受する基礎となる米国籍を離脱することが困難であることは想像に難くない。他方、重要なアイデンティティの一つとして、両親と同じ日本国籍を保持し続けたいと考えるのも当然である。このような人に対して、合理的な必要性のない国籍選択制度により一方の国籍を失わせることは、まさに恣意的に国籍を喪失させられない権利及び人格権としてのアイデンティティの権利を侵害するおそれが強い。今後ますます国際化が進み、海外で生活する日本人が増える結果、この

ような複数国籍者が増加することも当然に予想される。

(5) 小括

以上のとおり、国際的趨勢に照らして国籍選択制度を維持する合理性は認められない。国籍選択制度を維持することによって複数国籍者の恣意的に国籍を喪失させられない権利及び人格権としてのアイデンティティの権利等を侵害するおそれが強いため、国籍選択制度の廃止の検討が速やかになされるべきである。

我が国自体における国際化が進み、多くの外国にルーツを持つ人が日本社会の一員となる中で、そのような外国にルーツを持つ人達の人権及び日本における安定的な生活を保障しつつ、多民族多文化共生社会の構築を目指すためには、柔軟に複数国籍を認めることが望ましい。この観点からも国籍選択制度はもはやその意義を失っているというよりほかない。

本件申立てはそもそもこのような人権侵害のおそれの強い制度の存在に起因するものであり、人権擁護のためには、国籍選択制度の廃止の検討を踏まえた国籍法の改正を行い、日台複数籍者についてもその精神的負担を取り除くべきである。

5 まとめ

以上述べたところから、勧告の趣旨記載のとおりのは正措置をとるよう、勧告するものである。